

消防法令違反のある建物を町ホームページで公表します

4月1日から、重大な消防法令違反のある建物の情報を公表する制度が始まります。

本制度は、建物の利用者自らがその建物の情報を入力し、安心して建物を利用できるよう、建物の火災危険に関する情報を公表するものです。

●公表の対象となる建物

集会所、飲食店、物品販売業を営む店舗、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設等

●公表の対象となる違反

消防法令により設置が義務づけられている、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が未設置であること

●公表する情報

- ▶建物の名称と所在地
- ▶違反内容のほか、消防長が必要と認める事項

●公表する時期

立入検査の結果を通知した日から14日以上経過した日において、なお同一の違反が認められるとき

【事業所の方へのお願い】

事業所の増改築や使用目的の変更を計画している場合は、事前に消防本部へご相談ください。

お問い合わせ 町消防本部 (☎852・2028)

「ごみの分け方・出し方」のルールを一部変更しました



ご要望が多かった傘の出し方について、ルールを変更しました。また、ごみの分別や粗大ごみの出し方など、町民の皆様からの質問について、以下のとおり回答します。

①粗大ごみに傘をまとめて出すことができるようになります

粗大ごみに傘をまとめて出すことができるようになりました。10本以内を紐などでしばり、票せんを一枚つけてください。

※この変更は、令和2年4月1日からのごみ収集に適用します。

②質問の多いごみの出し方について回答します

【可燃ごみ】

●**金属のファスナーがついた衣類**
基本的に燃えるごみとして出してください。

●**金属の留め具がついたバッグ**
基本的に燃えるごみとして出してください。

●**金属の留め具がついたくつ**
基本的に燃えるごみとして出してください。ただし、安全靴は不燃物の金属類に出してください。

【不燃ごみ】

●**電池類の出し方**
電池類はいろいろ種類がありますが、レジ袋などにまとめて入れて不燃物の金属類に出してください。なお、充電ができるリチウム

イオン電池は一般収集もできますが、発火等の事故防止のうえから、家電量販店のリサイクルボックスへの持ち込みをおすすめします。

●**電気ポット、魔法瓶など**
中身の材質にかかわらず、不燃物の金属類に出してください。

③収集しないもの

建築廃材や家屋廃材などは、廃材の大小や量の多少にかかわらず、町では収集しません。産業廃棄物として出してください。

※その他、ごみの分別や出し方が不明な場合は、町住民生活課までお問い合わせください。

「ごみの分け方・出し方」に関する出前講座を行います

昨年6月に、「ごみの分け方・出し方」の改訂版を町内全戸に配布させていただきましたが、問い合わせや要望などが寄せられております。そこで、「ごみの分け方・出し方」に関して、町民の皆様理解を深めていただくため、次の内容で出前講座を実施します。

▶**対象**
町内会、老人クラブ、婦人団体、各種サークルなど町民が組織する団体

▶**内容**
町住民生活課の職員が指定の会場へ直接お伺いし、「ごみの分け方・出し方」について解説し、質疑応答などを行います。所要時間は1時間ほどです。

▶**実施できる時間帯**
平日の午前9時～午後4時30分
※土日祝日は基本的に実施しませんが、相談に応じます。

▶**申込方法**
町住民生活課へ電話するか、町住民生活課へ備え付けの申込用紙によりお申し込みください。

お申し込み・お問い合わせ 町住民生活課 (☎852・5112)

「ひとつずつ いいね!で確認 火の用心」 4月5日(日)から11日(土)は 春の火災予防運動です

運動期間中、午後7時にサイレンを鳴らします。
火災と間違えないよう、ご注意ください。



住宅防火 7つのポイント

- ① 寝たばこは絶対やめる。
- ② ストープは燃えやすいものから離して使う。
- ③ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ④ 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。
- ⑤ 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐため、防炎品を使用する。
- ⑥ 火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器などを設置する。
- ⑦ お年寄りや体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる。

山火事防止 4つのポイント

- ① 枯れ草などのある火災が起りやすい場所では、たき火をしない。
- ② たき火など火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火する。
- ③ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしない。
- ④ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消し、投げ捨てない。



秋田県消防防災ヘリ「なまはげ」と合同訓練を実施します

町消防署では、県消防防災ヘリ「なまはげ」との合同訓練を実施します。訓練は、林野火災が発生したとの想定で、署員による地上からの放水と、防災ヘリによる空中からの放水が行われます。

当日は、防災ヘリの飛行に伴い騒音が発生するため、近隣住民の方々にはご迷惑お掛けします。ご理解とご協力をお願いします。

※災害発生時や天候不良時は、訓練が中止となる場合があります。

- ▶日 時 4月15日(水) 午前9時～正午
- ▶場 所 森山登山道周辺

もしもの災害に備えよう!

①自主防災組織等の“結成”“活動”を支援します

現在、27町内会で自主防災組織が結成されています。町では、自主防災組織のさらなる結成と活動を支援するため、以下の支援を行っています。

この機会に町内会で災害に備え、防災について考えてみませんか。

1. 防災講話などの出前講座を行います

自主防災組織活動の支援または、これから自主防災組織を立ち上げようとする町内会の理解が進むよう、出前講座を行っています。出前講座では、講話だけでなく、消火訓練や煙ハウス体験、グループワークなど、様々なメニューを取りそろえています。老人クラブのサロンなどでも構いませんので、開催を希望する場合は町住民生活課または町消防署までご連絡ください。

2. 町自主防災組織等活動支援助成金

「町自主防災組織等活動支援助成金」を使用する団体を募集しています。助成限度額は2万円で、炊き出し訓練のための材料代や消耗品費などに活用ができ、昨年度は、14団体が活用しました。現在、自主防災組織の立ち上げを検討している町内会なども活用が可能です。



②町総合防災訓練の参加団体を募集

5月24日(日)に、町総合防災訓練を実施します。訓練に合わせて防災訓練を実施する自主防災組織・町内会等を募集します。各地域の実情に合わせた災害を想定し、訓練内容を組み立て、一緒に訓練を実施しましょう。参加団体は、「町自主防災組織等活動支援助成金」を活用することもできます。

▶募集締め切り 4月24日(金)

お問い合わせ 町住民生活課 (☎852・5112)、町消防署 (☎852・2028)